

委託仕様書

1 件名

東京芸術祭 2024 に係る多言語対応及びインバウンド向けガイドツアー等の制作運營業務委託

2 履行期間

契約締結日から2024年12月31日まで

3 履行場所

東京芸術祭実行委員会（以下、「当委員会」という。）の指定する場所

4 事業概要

当委員会は、東京都が掲げる「東京文化戦略 2030」を実現する中核的な機関として東京芸術祭を実施している。東京芸術祭 2024 では当委員会が有する文化資源である「東京芸術劇場」と質の高い現代舞台芸術作品を、インバウンド向けに磨き上げ戦略的に国外に紹介・発信することで、東京芸術祭及び日本の舞台芸術鑑賞を目的としたインバウンドの増加を目指すプログラムである。

事業内容の詳細は別添「事業計画書」を参照のこと。

5 委託内容

当委員会は、東京芸術祭 2024 に係る多言語対応及びインバウンド向けガイドツアー等を実施するため、下記の業務について委託する。

(1) 事務局機能

(ア) 事業全体を当委員会が指定する期間に管理監督する責任者を配置すること。なお、事業責任者はツアーの企画運営の経験を5年以上有したものとする。

(イ) 事業責任者は事業全体を統括し、当委員会事務局とともに本事業のツアー造成及び運営に当たるとともに、制作進行を管理すること。また、当委員会事務局と定期的に対面での打合せを行うこと。（隔週に1回を目安とする）

(ウ) 責任者とともに事業を運営するための担当者を配置すること。配置する担当者は3年以上のツアー企画運営の経験を有していること。

(エ) 責任者および担当者は、当委員会事務局と定期的に対面での打合せを行うこと（隔週に1回を目安とする）

(オ) 一般からの問い合わせに応じるためのメールアドレスを設置すること。

(2) 当委員会が指定するコーディネーター、アーティスト等との連絡・調整

(3) 「木ノ下歌舞伎『三人吉三廓初買』を巡るガイドツアー（仮）」実施に向けた業務

(ア) ツアー実施に向けたリサーチ、ガイド原稿の作成

(イ) ツアー参加者へ配布する行程表・案内書面・ガイド資料等の作成

(ウ) ツアーの実施に必要なバスや通訳案内士等の手配

(エ) ツアーの申し込み受付業務

(オ) ツアー実施に必要なガイド原稿等の翻訳業務

なお、ツアーの基本的なコースや木ノ下歌舞伎『三人吉三廓初買』に関するテキストなどは当委員会が用意し委託外とする。

(4) 「レクチャー付き鑑賞ツアー（仮）」実施に向けた業務

(ア) ツアー実施に向けたリサーチ、ガイド原稿の作成

(イ) ツアー参加者へ配布する行程表・案内書面・ガイド資料等の作成

(ウ) ツアーの実施に必要な通訳案内士等の手配

(エ) ツアーの申し込み受付業務

(オ) ツアー実施に必要なガイド原稿等の翻訳業務

なお、演目紹介のためのテキストなどは当委員会が手配し委託外とする。

(5) 「劇場探訪ツアー（仮）」実施に向けた業務

(ア) ツアー実施に向けたリサーチ

(イ) ツアー参加者へ配布する行程表・案内書面・ガイド資料等の作成

(ウ) ツアーの実施に必要な通訳ボランティア等の手配

(エ) ツアーの申し込み受付業務

(オ) ツアー実施に必要なガイド原稿等の翻訳業務

なお、ガイド原稿やツアーガイドなどは当委員会が手配し委託外とする。

(6) 各ツアー実施に必要な会場・機材の手配、施設管理者との各種連絡・調整・契約

(7) 各ツアー実施に係る交通、保険等各種手配

(8) ツアー参加者に対するアンケートの実施と集計

(9) 国外からの購入が可能なシステムを利用したインターネット上での各ツアー販売手

配及びOTAへの販売委託並びに在庫管理

(10) 広報業務

(ア) ツアーチラシの作成補助及び都内観光案内所などへの配布

なお、チラシのデザイナーや印刷は当委員会が手配し委託外とする。

(イ) 広告出稿等を含むツアー参加者を募集するための広報企画業務

(ウ) 取材対応時の補助業務

(エ) 当委員会が設置する東京芸術祭 2024 特設サイトに掲載する各ツアー情報をつとめ、ホームページ作成を担当する委託業者と綿密に連絡を取り合った上、調整をすること。

(1 1) 著作権等の各種権利処理

(1 2) その他、上記業務に付随する業務全般

6 支払方法

業務完了後、業務報告書の提出を受け履行確認した後に、受託者から適法な請求書を受領した日から30日以内に行うものとする。

7 個人情報の取り扱い、情報セキュリティ及び事故等の対応

- (1) 個人情報の保護の重要性に照らし、委託業務の実施にあたっては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」に則りその取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めること。
- (2) 個人情報の取り扱い及び情報セキュリティについて体制が整っていることを確認するため、契約締結時に受託者においてこれらを定めたプライバシーポリシー等の規定や情報セキュリティに関する安全管理措置(マニュアル)等を提出すること。
- (3) 個人情報の漏えい及び情報セキュリティに関する事故を含め、事業に係る事件・事故・苦情等が発生した場合には、速やかに当委員会へ報告すること。また、契約締結後速やかに当委員会と調整し、緊急事態発生時の連絡体制を作成すること。

8 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であ

ること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の掲示又は提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

9 その他

- (1) 実施内容については、契約締結後、当委員会と協議の上、確定することとする。
- (2) 本委託仕様書に定めのない事項及び内容に疑義が生じた場合は、協議の上、決定すること。
- (3) 受託者は、委託業務の実施に当たっては、この契約に関連する他の法令等を十分に遵守しなければならない。
- (4) 受託者が本業務委託に起因または関連して作成したチラシ、ウェブサイト、録画物、録音物、写真等の制作物の著作権等は、当委員会に帰属する。また、受託者は、当委員会が許諾した第三者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (5) 受託者は、本業務委託に係る著作権等の各種権利処理を行うこと。
- (6) 受託者は、本業務委託により作成した制作物に関して、第三者の著作権その他の一切の権利を侵害していないことを保証する。
- (7) 受託者は、本業務の実施期間を通して、新型コロナウイルス感染拡大の防止策を講じ、関係者および参加者の安全確保に努めること。

10 担当

東京芸術祭実行委員会事務局 村岡

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-28 九段ファーストプレイス5階

電話 050-1746-0996（平日10時～18時）

FAX 03-6256-8828

E-mail tokyofestival@artscouncil-tokyo.jp